平成２５年（フ）第３９７号
山梨県甲府市上町2138番地１　カーサ・モデルノＥ105
債務者　渡壁　健太
１　決定年月日時　平成26年２月12日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４０４号
山梨県甲府市貢川本町９番12号　ボヌール貢川107室
債務者　岩中　立根
１　決定年月日時　平成26年２月12日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２号
山梨県南アルプス市飯野2123番地４
債務者　中村真由美（旧姓高野）
１　決定年月日時　平成26年２月12日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２７１号
滋賀県甲賀市信楽町西380番地
債務者　岡本真望子
１　決定年月日時　平成26年２月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３５９号
大津市大江８丁目136番地の22
債務者　長谷川恵子（旧姓岸本）
１　決定年月日時　平成26年２月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５号
大津市本堅田４丁目10番17号
債務者　小木曽賢治
１　決定年月日時　平成26年２月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５７５号
兵庫県姫路市林田町松山470番地２
債務者　松下　雅則
１　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４２号
兵庫県姫路市安田４丁目32番地８　アークＹＳマンション201号室
債務者　住田　正博
１　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４５９号
奈良市学園大和町６丁目1542番地の392　108号
債務者　澤井　英子
１　決定年月日時　平成26年２月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第４６２号
奈良市東九条町704番地の９
債務者　國富　尚志
１　決定年月日時　平成26年２月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第７号
奈良県生駒市あすか野北３丁目４番３号
債務者　米田　幸代
１　決定年月日時　平成26年２月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１８号
奈良県天理市勾田町232番地１
債務者　岸本　　薫（旧姓山田）
１　決定年月日時　平成26年２月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１１５号
鳥取県米子市彦名町397番地４
債務者　神庭美千代
１　決定年月日時　平成26年２月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第２３号
広島県東広島市黒瀬町丸山260番地140
債務者　下野　博之
１　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２４号
広島県東広島市黒瀬町丸山260番地140
債務者　下野　紀子
１　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３５号
広島市東区東蟹屋町７番35―203号
債務者　清水香保里
１　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３７２号
愛媛県松山市下伊台町1180番地１
債務者　細谷　薫里
１　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
松山地方裁判所民事部